

話題になっている統計不正問題って？

年が明けて以降、厚生労働省関係では「勤労統計不正問題」が連日報道され、大きな話題となっています。

これは、「毎月勤労統計」という統計調査で、本来は全数調査をしなければならないところ、一部でルールに反して抽出調査がされており、その結果、給与水準などが実際よりも低く集計されていたというものです。

この毎月勤労統計は、「基幹統計」と言われており、景気判断や政策立案にも反映される重要な統計調査です。失業給付や労災給付の額も、この統計を基に改定されているため、これまで本来よりも少ない額が支給されていたことになり、「追加支給」という話になっているわけです。

該当者は2,000万人以上、額にして560億円以上と、けた外れな規模になっています。対象となるのは、2004年以降に雇用保険や労災保険の給付を受けたことがある人で、失業給付の他、育児休業給付、介護休業給付等を受けていた人も含まれます。

厚労省は工程表を公表し、まずは現在受給中の人から順次支給を開始していくとしていますが、先は見通せない状況です。

事業所の職員さんの中には、自分は対象なのか、いくら支給されるのか知りたい、という方もいると思いますが、現時点で法人・事業所ができることはありません。対象者には今後（8～10月？）お知らせが届くことになるはずなので、それを待つように、とお伝えください。

急がれる「同一労働同一賃金」への対応 ①

「働き方改革関連法」の施行が迫るなか、最近またよくお問い合わせをいただくようになったのが「同一労働同一賃金」のことです。

「同一労働同一賃金」に関しては、法律が変わって何かが目に見えて変わるというものではなく、考え方や基準を明確にするという質のものであるため、何からどうやって手を打てばいいのかが見えづらい部分があります。

また、改正法の施行は2020年4月（中小企業は2021年4月）と、まだ1年以上の猶予があるわけですが、この変革は従来の職場のあり方を根本的に変えていかなければならない面も含んでいるため、早いうちに課題を整理し、対応策を検討し実行していくことが必要です。「あと1年（2年）あるからまだ大丈夫」と考えているのでは、はっきり言って遅すぎます。

そこで今回は、慌てることなく法律の施行を迎えられるよう、いま一度、求められる「同一労働同一賃金」の考え方や具体策を見ていきたいと思います。

なお、昨年12月28日には「[同一労働同一賃金ガイドライン](#)」（“案”が取れたもの）が、さらに今年1月30日には「[改正法の施行について](#)」の通達が厚労省から出されています（それぞれかなりボリュームがありますが）。それらにも目を通しながら、この連載では実際の裁判例などから、考えていかなければならない方向性を確認していきたいと思っています。

次回へ続きます。

セミナーPart3 残席わずか！

「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー2019 Part3」、大変多くのお申込みをいただき、残席がごくわずかという状況になっています。誠にありがとうございます。

これから申し込みを予定されている方、お手数ですがまずご連絡をいただき、状況を確認していただければと思います。よろしくお願いいたします。

日時 平成31年3月6日（水）13:30～16:00

会場 長野市若里市民文化ホール 会議室3

内容 「いま求められる人事評価のあり方」

「4月から“働き方”はどう変わるのか」

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net